

運 営 規 程

【通所介護】

【介護予防通所介護】

【第1号通所事業】

社会福祉法人 瑞光会

瑞穂デイサービスセンター

社会福祉法人瑞光会

瑞穂デイサービスセンター運営規定

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人瑞光会が設置する指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業及び介護予防及び袖ヶ浦市が行う第1号通所事業及び木更津市が行う第1号通所事業及び君津市が行う第1号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が、要介護、要支援状態、又は要支援相当に該当する高齢者等に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の従業者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 明るく家庭的な雰囲気のもと、地域や家庭との結びつきを重視し、関係区市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図るよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 瑞穂デイサービスセンター
- (2) 所在地 千葉県袖ヶ浦市野里 1452-4

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（本体施設 施設長と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 従業者

生活相談員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて専従で1人以上。

生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整を行う。

介護職員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて専従で2人以上。

介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。